

令和6年度第3回鹿沼市上下水道事業経営委員会議事録

《日 時》令和6年12月20日（金） 午後2時～午後3時30分

《場 所》鹿沼市役所本庁舎2階 第二委員会室

《出席委員》池田 裕一 佐藤 秀紀 小林 俊明
落合 一江 大貫 桂一 兼目 千恵子 （敬称略）

《事務局》高村上下水道部長 北島企業経営課長 関口水道課長 上田下水道課長
高久下水道担当兼所長兼係長事務取扱 小林下水道担当兼係長事務取扱
峯田企業経営課長補佐兼水道経営係長 石川下水道経営係長
柳田料金係長 是元下水道経営係主査

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事 ※資料1は事前配布

事務局：本日は過半数以上の委員にご出席をいただいております。

鹿沼市上下水道事業経営委員会条例第6条第2項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の議事の進行につきましては、上下水道事業経営委員会条例第6条第1項の規定により、池田委員長に議長をお願いいたします。

委員長：しばらくの間、議長を務めさせていただきますが、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

本日の会議の内容については、鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第10条の規定により、後日会議録として公開いたします。

なお、本日、傍聴者はありません。

(1) 下水道使用料改定について 資料1

事務局：資料1に基づき、財政収支計画について説明。

委員：基準外繰入金について、一般会計からお金を繰り入れるということは、受益者以外の税金が使われているということなので、これはしっかり正していくことが重要だと考える。

事務局：資料1に基づき、使用料改定（案）について説明。

事務局：前回の委員会で、大貫委員より質問のあった、黒川終末処理場と管渠の整備計画について説明。

委員長：今回、使用料について、改定率3案と、「基本水量」について、現行のまま10㎡とするか、5㎡に引き下げるかという案が提示された。これについて皆様からご意見

をお伺いしたい。

- 委員：基本水量については、10 m³では使い切れない方がいると思う。5 m³を基準として検討をしていくべきと思う。
- 委員：今、どこでも値上がりがある中で、一市民の代表として経営状況を考えながら、改定率を考えなければならない。
多くの市町が値上げを行っている状況で、鹿沼市も考えざるを得ないが、できる限り市民にやさしい値上げにしたい。
- 委員：再度確認を含めて申し上げるが、繰り入れを行っているということは、下水道区域外の方が負担しているということを考え、できる限り公費負担が少なく企業会計が行われていかないと、その先のPPP等の事業が見据えられないと思う。企業経営としては必要と考える。
- 委員：繰入金が少ないためということでは15%の改定率であるが、そこまでは上げてほしくないということで11%で進めるのがよいか。
- 委員：合併浄化槽の使用者の場合、年間清掃代で25,000円、その他に維持管理費で20,000円程かかっている。下水道使用者より費用負担している。そういう人も含めた税金を使用して経営していくのか、高齢者の負担を考えて値上げを抑えるか難しい。そうすると、間をとって11%でよいと思う。
- 事務局：繰り入れの話が出ていますのでお話しするが、企業会計となり経費を減らす努力を行なっている。また、下水道は高度成長期に整備が進んだこともあり、当時の大きな借り入れがあり、下水道使用料では賄いきれない現状があった。下水道受益者以外からの繰り入れも踏まえ、この状況をいち早く脱しようということで、企業会計として努力をしている。しかし、すぐには繰り入れがなくせないということで、値上げの検討を行っている状況である。
- 委員：11%の値上げを検討ということだが、また何年後かに値上げということが起こってくるのか。小刻みに値上げするとなれば、15%値上げするなど一気に上げる方が、細かく値上げするより影響は少ないと思う。
また、高齢者の方は、年金が少なく大変なこともあり、基本水量5 m³に下げるとは必ず必要だと思う。
高齢者は、下水道使用料が大幅に増額するほか、物価上昇等の影響が大きくなると、風呂等を制限してしまう。そういうことを考えると、高齢者へ影響の大きな値上げはいかがと考える。
- 委員：月の使用水量が10~30 m³の世帯が多くを占めているということは、単身でない子育て世帯も多くいるということ。基本水量を10 m³から5 m³にすることで、5 m³に基本水量を下げたことによる減収に対してのしわ寄せの影響は、子育て世帯にはないのか。
- 事務局：子育て世代は月の使用水量が10 m³を超えらると思う。10 m³を超えた場合、現在の使用料に改定率をかける計算となるため、基本水量が5 m³になっても、減収による使用料負担が増えることはない。
- 委員：そのようなことであれば、子育て世帯にも高齢者、単身世帯のことを考えて基本水量を5 m³にするということは賛成である。15%となると、現在の賃金や物価も上がっている経済状況の中で、家庭への打撃が大きくなるため、11%がよいと考える。
- 委員：事務局として、15%改定で10年維持できることが望ましいということだが、本当

に10年維持できると考えているか。

事務局：物価の高騰がどの程度進むか不明だが、場合によっては10年がそれ以上伸びることもある。しかし、さらに高騰が続く短くなる可能性もある。今回の検討は、今の状況が続くと想定した上でのものなので、それ以上の物価上昇が進んだ場合等までは考慮していない。

委員：確認だが、今回の使用料改定は何年間維持しようというものなのか。

事務局：5年程度で見直しの検討をすることが適当とされているので、5年後の検討時に社会情勢等を鑑みて、据え置きにするか、再度改定するか検討を行うことになる。

委員：今回、先を見据えて大幅な見直しを行った場合も、5年後に状況が変わったため改定するということもあるか。

委員：10年先の状況を見越して改定したとしても、先が不透明なため、5年後にどうなるかわからないと思う。

委員：想定外の事態を考え、委員会等の手間はあっても、5年間での状況を都度、確認していく必要があると思う。

委員：皆の意見を伺っている中で、私としては15%改定は厳しいが経営を維持していくため、11%はやむを得ないと思う。

また、75歳以上に対して、何か処置は取れないか。

事務局：使用料改定と政策は別と考える。

委員：今回の改定は、使用料をあげるとともに、基本水量を下げることで単身世帯の使いやすさを目指していく使用料体系となっている。

基本水量が下がることで、すべての使用料が上がるばかりでないということを、しっかりと周知していけばよい。

委員：高齢者に対して使用料を安くするなど、検討はないか。

事務局：高齢者などの年齢層ごとに使用料を変えることはできない。子育て世代や高齢者に対する政策等で、検討を進める必要がある。

委員：今回、5㎡に基本水量を下げることは、高齢者への配慮としても、非常に意味がある。

委員：5㎡にするということは、全体から見れば安くなる方もいることから、私も必要と考える。

5㎡にすると、年間に3,000万円の減額ということだが、改定率11%で5年間は維持できるということは、事務局として間違いはないのか確認したい。問題ないのであれば、基本水量5㎡で11%はいいのではないか。

事務局：現状では、5年間維持できるという試算である。また、5年後に、必ず改定するというのではなく、その時の経営状況を踏まえて、改定の必要性を検討するということである。

委員：今回、15%改定したとしても、5年後に改定が必要となる可能性もある。市民の側から見れば、いくら上昇するかということが必要なため、やみくもに15%改定ではなくて、11%改定でいくべきと考える。また、基本水量5㎡はぜひとも採用すべきと考える。

委員長：基本的な意見としては、基本水量は5㎡に引き下げし、改定率は11%ということで、案をまとめたいと思うがよろしいか。

委員：異議なし。

4. その他 事務連絡

5. 閉 会

～参考資料～ ※当日配布

- ・ 次第
- ・ 質問票